ごみ収集車に係る安全管理要綱

昭和 62 年 2 月 13 日基発第 60 号　労働省　参考

1．安全な構造及び機能を有するごみ収集車の使用

事業者は、昭和 62 年 4 月以降に製造されたごみ収集車については、安全指導基準に適合しているものを使用すること。

2．定期自主点検等の実施

事業者は、ごみ収集車について次の（１）から（４）までに定めるところにより定期自主点検等を行うこと。

なお、次の（１）から（３）までに定める定期自主点検等のためのチェックリストの例を別紙１に示したので、定期自主点検等の実施に当たって、これを参考とすること。

（１）年次点検

１年を越えない期間ごとに１回、定期に、次の装置等の異常の有無について自主点検を行うこと。ただし、１年を越える期間使用しないごみ収集車のその使用しない期間においては、この限りでない。

なお、このただし書きのごみ収集車については、その使用を再び開始する際に当該自主点検を行うこと。

ア　原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置及び制動装置

イ　回転板、押込板、圧縮板その他の積み込み装置

ウ　油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、油圧配管、油圧ホース、安全弁その他の油圧装置

エ　電気系統

オ　緊急停止スイッチ、緊急停止装置、テールゲート動力降下防止のためのインターロック装置、安全棒その他の安全装置

カ　積み込み操作スイッチ

キ　排出装置

ク　テールゲート、ボデー、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器

ケ　テールゲートを上昇させるための専用の動力装置を有するごみ収集車にあっては、その動力装置

コ　その他の架装設備

（２）月例点検

１月を越えない期間ごとに１回、定期に、次の装置等の異常の有無について自主点検を行うこと。ただし、１月を越える期間使用しないごみ収集車のその使用しない期間においては、この限りでない。

なお、このただし書きのごみ収集車については、その使用を再び開始する際に当該自主点検を行うこと。

ア　操縦装置、制動装置及び車輪

イ　積み込み装置及び油圧装置

ウ　安全装置

エ　積み込み操作スイッチ

オ　警報装置

カ　テールゲートを上昇させるための専用の動力装置を有するごみ収集車にあっては、その動力装置

キ　安全棒を自動的に装着するための装置を有するごみ収集車にあっては、その装置

（３）作業開始前点検

その日の作業を開始する前に、上記（２）のアからカまでに掲げる装置等の機能について、自主点検を行うこと。

（４）定期自主点検の記録

事業者は、上記（１）及び（２）の定期自主点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを３年間保存すること。

ア　点検年月日

イ　点検方法

ウ　点検箇所

エ　点検の結果

オ　点検を実施した者の氏名

カ　点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

３．補修等

事業者は、上記２の定期自主点検等の結果及びごみ収集車を使用する作業中にごみ収集車に異常を認めたときは、その他必要な措置を講じること。

４．標準的作業方法（安全作業マニュアル）の作成及びその周知徹底

事業者は、労働災害を防止するため、当該ごみ収集作業等について「清掃事業における安全衛生管理要綱」の第２の１に定められている事項及び上記２の取扱説明書に記載された事項を参考として、次の（１）から（７）までの措置を含む標準的な作業方　法を作成し、これを関係労働者に周知徹底させること。

（１）作業開始前点検を行うこと。

（２）移動中は、メーンスイッチ（Ｐ．Ｔ．Ｏ）を切ること。

（３）作動中のホッパー内に身体を入れないこと。

（４）テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らないこと。

（５）上昇したテールゲートの下には入らないこと。やむをえず入るときは、安全棒等を使用すること。

（６）テールゲートを上げ、その下に入るときは、運転席において当該テールゲートを降下させるための操作が行われても、当該テールゲートが降下しないようインターロック装置を使用すること。

（７）ごみ収集車を車輪止め等に打ち当て、その衝撃を利用して、ごみを排出しないこと。

５．安全教育の実施

（１）労働者に対する安全教育

事業者は、労働者を新たにごみ収集車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合及びごみ収集車の車種を変更する場合には、あらかじめ、関係労働者に対して、次の事項について安全教育を行うこと。

ア　ごみ収集車の構造及び機能

イ　上記４の標準的作業方法

ウ　ごみ収集車の点検の方法

エ　安全指導基準１－５のただし書後段により連続作動方式を採用する場合は、連続作動方式による作業方式について必要な安全教育

（２）清掃業における職長等教育に準じた教育

事業者は、作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して、昭和５９年８月１日付け基発第３８７号に基づく教育のうち「清掃業における職長等教育に準じた教育」を実施すること。

６．収集作業における安全対策

収集作業については、あらかじめ作業指導者を定めて作業すること。

ア　作業前に準備体操をさせること。

イ　履物は､安全靴その他滑り及び踏抜きを防ぐ安全なものを使用させること。

ウ　収集作業は必ず２名以上とする。

エ　手袋を使用させること。特に、病原体に感染するおそれのあるごみ等を取り扱う場合においては、不浸透性の手袋等必要な保護具を使用させること。

オ　容器を持ち上げる際は､腰痛防止等に留意し､まず軽く持って重量を量り､自分の力に余るものは無理に１人で持たず、２人で運ぶようにさせること。

カ　容器が汚水等のため滑りやすくなっていないか、手を掛ける箇所が弱くないか、手を傷つけるようなものがないかを確かめること。

キ　ネギ、バナナの皮等滑りの原因となるもの又はガラス、容器のふた等踏抜き、つまずきの原因となるものを路上に落としたとき又はそれらが落ちているときには、その都度拾わせること。

ク　ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。

ケ　ごみ収集車の排気孔の位置及び排出方法は、ごみ収集車から排気が作業中の労働者に影響を与えないような位置または方向とすること。

コ　飛び降り又は飛び乗りは禁止すること。

サ　荷台にごみを過積みさせないこと。

シ　消火器を備えること。

機械式ごみ収集車以外の車両

ア　ごみ収集車の荷台に乗り、又は荷台から降りるためのタラップ又は足掛けを、鳥居側面その他適当な場所に設け、荷台に乗り、又は荷台から降りる際にはこれを用いらせること。

イ　修理作業等のため、ごみ収集車の天がいに乗り又は天がいから降りる際には、はしご等を用いらせること。

ウ　ごみ収集車の荷台上で容器の受取、積込み作業を行う際には、荷台の中央側に背を向けて作業させること。

エ　積込み作業を行う際には、荷台上の者と地上の者に、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。